

# 令和 8 年度 知内町空家等利用促進支援事業

空家の有効活用を図ることを目的に、北海道空き家情報バンクへの登録を行い、家財道具<sup>※1</sup>の処分や周辺環境整備<sup>※2</sup>に係る費用の一部を補助します

補助額

対象経費の 1/2 (上限 30 万円)

補助金の交付は、同一所有者及び空家等に対して 1 回限りです

※ 1 家財道具等 空家等に残存する家具、器具、衣類等

※ 2 周辺環境整備 空家等周辺に残存する敷地内のゴミ、樹木、草刈等



補助金交付の対象となる空家等は、以下のとおりです

- 町内に存し、居住の用供する住宅として活用できるまたは活用が見込まれる空家等であること
- 概ね 1 年以上居住がない又はその他の使用実績がないこと。または現状のままでは今後も居住または使用される見込みがないと町長が認めるもの。
- 登記が済んでいる空家等であること
- 3 親等以内の親族が所有する空家等でないこと

補助金交付の対象となる方は、以下の条件のいずれかに該当する必要があります

- 空家等の所有者等
- 補助対象者が属する世帯全員が町税等に滞納がない者
- 空家等を売却又は賃貸するために北海道空き家情報バンクに登録する者
- 空家等の相続人が複数名存在する場合は、相続関係者等全員の同意が得られる者
- 過去にこの要綱による補助金又は知内町地域材住宅等助成事業及び知内町ものづくり産業振興条例に基づく補助の交付を受けていない者
- 知内町暴力団排除条例（平成 25 年 6 月 27 日知内町条例第 23 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号及び第 3 号に規定する者ではない者
- 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

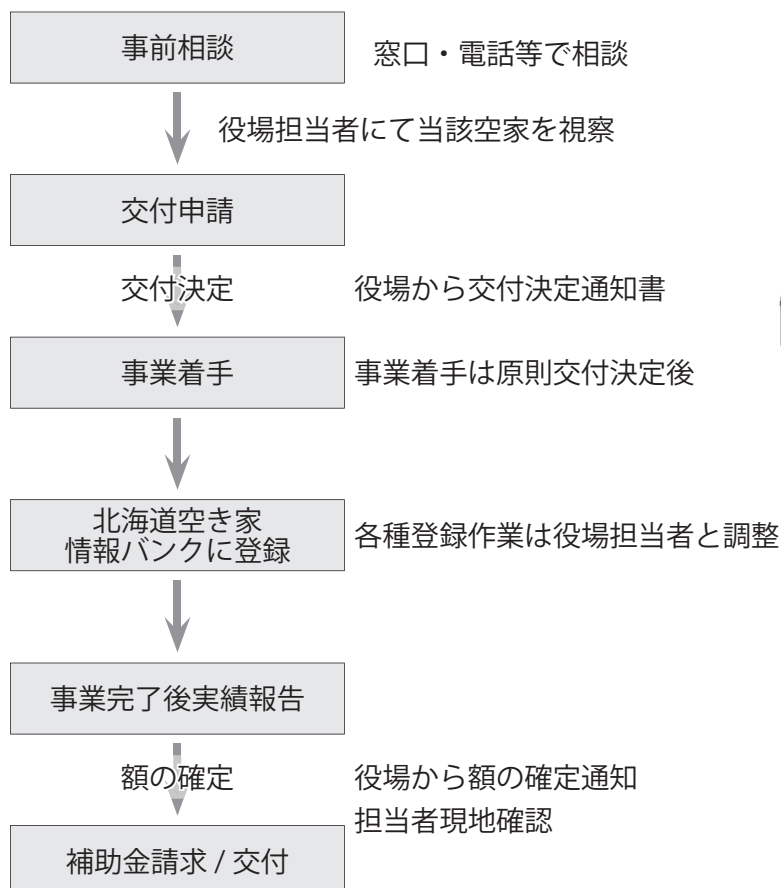
補助金交付の対象となる経費は、次に該当する経費となります

- 空家等の活用のための家財道具等の処分及び搬出等に要する経費
  - 空家等の活用のための周辺環境整備（敷地内のゴミ、樹木伐採、草刈等）に要する経費
  - 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費
- ※補助対象経費となる事業の実施は、原則として知内町内に本店又は営業所等を有する事業者等に依頼しなければならない。

受付は先着順です。予算上限に達した時点で終了となりますのでご了承ください。



## 本事業にかかる基本的な流れ



## 申請・実績報告に必要な書類は以下のとおりです

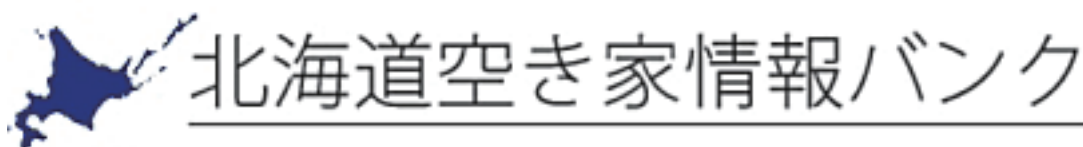
### 交付申請

- 知内町空家等利用促進支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- 処分費、環境整備等に要する費用の見積書
- 補助対象となる事業の予定箇所の位置及び実施する内容の詳細が確認できる書類
- 空家等に係る登記事項証明書又は固定資産家屋証明書の写し
- 空家等の所有者等から管理の委任を受けている者は委任状（別記様式第3号）
- 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類等

### 実績報告

- 知内町空家等利用促進支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）
- 家財道具等の処分及び周辺環境整備等を実施した内容の詳細が確認できる書類
- 補助対象事業の支払が確認できる書類の写し
- 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

北海道空き家情報バンク (<https://www.hokkaido-akiya.com/>)



所有者から売買等の希望のあった空き家情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取組みです。「北海道空き家情報バンク」とは、北海道内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、道が運営する制度です。